

会費規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第8条の規定に基づき、会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会費)

第2条 会員は、次の会費（年額）を納入しなければならない。

- | | |
|---------------|-----------|
| (1) 国際会員 | 14,000 円 |
| (2) 国際学生会員 | 7,000 円 |
| (3) 正会員 | 6,000 円 |
| (4) ドコモモ・ユース | 3,000 円 |
| (5) 法人賛助会員 一口 | 100,000 円 |

(会費の納期)

第3条 会員は、毎事業年度、12月31日までに、会費年額の全額を納付しなければならない。

(中途入会の会費)

第4条 会員の会費は、理事会による入会承認月が上半期（1月1日～6月30日）の場合は年会費の全額、下半期（7月1日～12月31日）の場合は年会費の半額とする。

2 前項の会費の納入は、この法人から入会承認の通知を受けた日から遅滞なく納付しなければならない。

(会費の免除)

第5条 この法人の事業の遂行に功労のあった者の会費は理事会の決議により免除することとする。

附 則

- 1 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
- 2 この規程は、平成31年 3月 17日から施行する。